

韓国食品表示の概要

韓国の食品表示制度の概要

食品衛生法（韓国食品医薬品庁（KFDA）が所管）、農産物品質管理法、畜産物加工処理法（共に農林水産部が所管）により、加工食品の表示が義務付けられている。

原産地表示制度の概要

1 根拠法令及び対象品目等

- (1) 根拠法令としては、主に農産物品質管理法と畜産物加工処理法
- (2) 農産物加工品の表示対象は211品目（別紙参照）
- (3) 肉（牛肉、豚肉、鶏肉）、米、白菜キムチについては、外食等でも表示義務（メニュー等で）あり
- (4) 1994年から導入

2 表示基準及び方法

- (1) 国産農産物：「国内産」、「市・道名」、「市・郡・区名」を表示
- (2) 輸入農産物：「生産国名」を表示
- (3) 国内製造の加工食品の原料原産地表示

使用した原料の含有量の順位により原料の原産地を表示

- ・ 配合比率が50%以上である原料がある場合、その原料原産地を表示し、50%以上である原料がない場合、配合比率が高い順で2種の原料原産地を表示
- ・ 特定原料農産物の名称を製品名として使用する場合、比率と関係なく表示

原産地が一定期間頻繁に変更される場合、「輸入産」として表示可

- ・ 3年以内に年平均3カ国以上変更又は最近1年間3カ国以上変更時
この他、第三国での加工（中間加工品）を経る食品の場合、原料原産地
が把握できなければ中間加工地を表示するか原料を「輸入産」として表示
できる例外規定もある。

(4) 輸入加工食品

対外貿易法に定めている方法に従いその製品の「製造国」を表示（原料原産地の表示までは義務付けていない）

- 3 原料原産地表示における現在の問題点等（担当者からの聞き取り）
- （1）加工度の高い食品にも原料原産地表示を義務付けている。産地切り替えや輸入中間加工品などの問題に対応するため、「輸入産」表示、中間加工地表示等について、必ずしも詳細な原料原産地名をしなくともよいとの例外規定を設けざるをえなかった。
 - （2）消費者は、（特定の）国で製造した食品なのか、あるいはその国の原材料を使用しているかを知りたいのであって、「輸入産」表示では、国名がわからないことから、不満が高まっている状況である。

(参考) 加工食品の原料原産地対象品目(211品目)リスト(抜粋)

ア 菓子類(包装)(12品目): パン類、乾菓子類(ビスケット類、スナック菓子類、その他)、キャンデー類、チョコレート類 等

イ アイスクリーム製品(3品目): アイスクリーム類、アイスクリーム粉末類 等

ウ 乳加工品(16品目): 牛乳類、低脂肪牛乳類、乳糖分解牛乳、山羊乳、バター類、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ、粉ミルク類、乳糖 等

エ 食肉製品(2品目): 食肉加工品 等

オ 缶詰・瓶詰(15品目): 桃、ぶどう、みかん、あんず、梅、いちご、トマト、スモモ、とうもろこし、竹の子、きのこ類を原材料とする製品 等

カ 豆腐類(7品目): 豆腐類 寒天 等

キ 食用油脂(21品目): 大豆油、とうもろこし油、なたね油、米油、ごま油、紅花油、ひまわり油、ピーナッツ油、オリーブ油、パーム油類、やし油、混合食用油、ショートニング、マーガリン類、その他食用油、牛脂、豚脂 等

ク 飲料(5品目): 果実・野菜類飲料、豆乳類、発酵飲料、粉末飲料、その他飲料

ケ 麺類(包装)(10品目): 乾麺類、生麺類、冷凍麺類 等

コ 特殊用途食品(5品目): ベビーフード 等

サ 調味食品(15品目): 醤油、みそ、コチュジャン、酢、ソース類、トマトケチャップ、カレー、トウガラシ、香辛料加工品、ドレッシング、複合調味食品、香味油 等

- シ 高麗人参製品類(12品目): 紅参、白参、濃縮高麗人参類、高麗人参粉末類、人参茶類、高麗人参飲料、高麗人参瓶・缶詰類、高麗人参菓子類、高麗人参カプセル類、その他高麗人参食品、濃縮紅参類、紅参粉末類、紅参飲み物、紅参カプセル類、その他紅参食品 等
- ス キムチ製品(包装)(9品目): 白菜キムチ、その他キムチ、塩漬け、醤油づけ、酢漬物、佃煮 等
- セ その他食品類(20品目): 即席乾燥食品、ナッツ類加工品、でんぷん、てんぷら食品(包装されたもの)、抽出加工食品、もやし、お弁当類、植物性クリーム、ココア加工品類、小麦粉、シリアル類 等
- ソ 単純加工品(8品目): 食品別基準及び規格の外の一般加工食品である穀類加工品、豆類加工品、澱粉加工品、食用油脂加工品、果実類・野菜類加工品、畜産物加工品 等